

## 議第96号

## 滋賀県立美術館条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年7月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県立美術館条例等の一部を改正する条例

(滋賀県立美術館条例の一部改正)

第1条 滋賀県立美術館条例(昭和59年滋賀県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき」を「県民の文化の発展および美術の振興を図るため」に改める。

第10条中「第20条第1項」を「(昭和26年法律第285号)第23条第1項」に改める。

(滋賀県旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 滋賀県旅館業法施行条例(平成16年滋賀県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号および別表第2第5項第1号キ中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

(滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例(平成8年滋賀県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき」を削る。

第6条中「第20条第1項」を「(昭和26年法律第285号)第23条第1項」に改める。

(滋賀県暴力団排除条例の一部改正)

第4条 滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第5号中「第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

(滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年滋賀県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第9条第3号および別表第1中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。